

広島市認知症初期集中支援事業業務に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 業務名

広島市認知症初期集中支援推進事業業務（増設分）

2 業務内容

別紙「広島市認知症初期集中支援推進事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務場所

広島市内

4 委託期間

契約締結日（令和元年10月1日予定）から令和2年3月31日まで

5 事業費

本業務に係る費用は479万3千円を上限とする。（※本事業は非課税事業である。）

6 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 担当：女鳥、岡上

TEL：082-504-2648（直通）

FAX：082-504-2136

Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

8 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和元年7月17日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記6の事業担当課

※ 応募説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」→「平成31年度案件（市長部局）」）

9 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿（様式2）

ウ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）、印鑑証明書、使用印鑑届（様式3）

(2) 提出期間

公示日から令和元年7月3日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(4) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和元年7月3日（水）午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

10 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和元年7月3日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、前記6の事業担当課において、令和元年7月17日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

11 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、（応募説明書 別紙1）「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照し、企画提案書（様式5）のほか必要な書類を添付して行うこと。

(2) 提出書類

企画提案書 11部（正本1部+副本10部）

※ 企画提案書の提出は、「提案書（様式5～7）、見積書、積算内訳書」の書類をまとめて行う。詳細は（応募説明書 別紙1）を参照のこと。

- (3) 提出期間
公示日から令和元年7月17日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）
- (5) 留意事項
ア 提案は、1者につき1件とする。
イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は原則として認めない。
ウ 提出書類は返却しない。

12 審査方法

- (1) 審査
広島市認知症初期集中支援推進事業業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、企画提案書を審査する。
審査委員会の委員は次の職にある者をもって構成する。
- ・ 委員長 広島市健康福祉局高齢福祉部長
 - ・ 副委員長 広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課長
 - ・ 委員 広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉センター次長（事）相談課長
広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課長
広島市南区厚生部健康長寿課長
- (2) 受託候補者特定基準
企画提案書等により、次の審査項目について、（応募説明書 別紙2）で示す評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。
- ア 基本方針
 - イ 実施方法等
 - ウ 連携体制の構築、広報
 - エ 業務実績
 - オ 事業費の積算内訳
- (3) 受託候補者の特定
ア 審査委員会での審査及び評価の結果、活動区域の異なる上位2位までの企画提案書を提出した2者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（130点満点中の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。
イ 上位2位までの得点者が3者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。
なお、契約候補者となった者には、見積書等の提出について案内する。
- (5) 審査結果の公表
契約の締結後、速やかに応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

13 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

14 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

15 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。
 - ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
 - イ プロポーザル参加者が、令和元年7月17日（水）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記7(4)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
 - ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
 - エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- (4) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働き掛けは、一切禁止する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (6) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 別紙「広島市認知症初期集中支援推進事業業務委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

16 スケジュール

令和元年	6月17日（月）	応募受付開始
	7月3日（水）	参加資格確認申請書等及び質問書提出締切
	7月17日（水）	企画提案書提出締切
	8月下旬頃	受託候補者の特定

17 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示 02 公募型プロポーザル応募説明書 03 (様式1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 04 (様式2) 代表者・役員名簿 05 (様式3) 使用印鑑届 06 (様式4) 仕様書等に関する質問書 07 (様式5) 企画提案書 08 (様式6) チーム員の配置計画 09 (様式7) チーム員従事者経歴書 10 (様式8) プロポーザル辞退届 11 (応募説明書 別紙1) 公募型プロポーザル企画提案書作成要領 12 (応募説明書 別紙2) 受託候補者特定基準 13 基本仕様書 14 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項	広島市のホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp)のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」→「平成31年度案件(市長部局)」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。